

# 佐渡市立佐和田中学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成26年 3月20日策定  
平成26年11月27日改訂  
令和元年度 8月22日改訂  
令和2年度 3月9日改訂  
令和3年度 3月10日改訂  
令和4年度 3月25日改訂

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。よって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講じる。

#### 【いじめの定義】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。  
「いじめ防止対策推進法」第2条による

いじめの「加害」「被害」は流動的であり、特定の児童生徒に焦点化した指導・支援では対応できないことから、いじめはどこでも誰にでも起こりうるという認識をもつ必要がある。

法律上のいじめの定義は、社会通念上のいじめの観念よりも広範であることを理解し、児童生徒の被害性に着目して認知する必要がある。

■行為の継続性や反復性、被害の軽重、力関係はいじめの認知に無関係である。

■心身の苦痛を感じているものは全ていじめである。

また、令和2年12月に県の条例が公布・施行され、いじめ類似行為もいじめと同様に取り扱うこととなった。

#### 【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。  
「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条による

例えば、SNSで悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知ったときに嫌な思いをする可能性が高い場合、その書き込みは「いじめ類似行為」＝「いじめ」となる。（本人が気付かなくても「いじめ」）

### (2) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止基本方針の策定

以下の内容等を踏まえて、学校の実情に応じたいじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。

### (1) 学校基本方針の内容

ア いじめの防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

イ いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

ウ 校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法を定

める。

エ いじめ防止本方針が、学校の実情に即して的確に機能しているかを、いじめ等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すという、P D C Aサイクルを盛り込む。

## (2) 学校基本方針の策定上の留意事項

ア 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校基本方針となるよう努める。

イ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

ウ 策定した学校基本方針は、学校のホームページで公開し、周知を図る。

## 3 学校におけるいじめの防止対策等のための組織

学校基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップの下、いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を有する「いじめ対策委員会」を設置する。

### (1) いじめ対策委員会の設置

〈構成員〉	◎生徒指導主事、校長、教頭、養護教諭、各学年主任、S C、心の教室相談員、必要に応じて関係機関(市教委、児童相談所、子ども若者相談センター、地区担当保健師 等)
〈活動〉	ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となること イ いじめの相談・通報の窓口となること ウ アンケート調査及び教育相談に関すること エ 生徒の問題行動等におけるいじめの疑いに関する情報を収集・記録し、共有すること オ いじめ問題に対する生徒・保護者・地域住民の理解を深めること カ いじめ事案発生時に連携による組織的な対応をとること
〈開催〉	週1回の生徒指導部会(月曜)を定例会とする。 ただし、いじめ事案発生時はその都度開催する。

### (2) いじめ対策委員会の運営上の留意事項

ア いじめ対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめの認定や対処に関する判断は、同委員会が中核となって組織的に行う。

イ いじめ対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証と改善を行う。具体的には、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を行う。

ウ いじめ対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、些細ないじめの兆候や懸念、生徒や保護者等からの訴えを、抱え込まずに全て同委員会に報告・相談する。

## 4 学校におけるいじめの防止等に関する措置

以下のように、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けた指導は、全ての生徒を対象に行う。

ア いじめの定義を全校生徒、全教職員、保護者で共通理解をする。

イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実する。

ウ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、「いじめ見逃しゼロスクール集会」や「あいさつ運動」等のいじめを防止するための生徒の主体的な活動を支援するなどして、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。

エ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、自己有用感を高めることのできる機会を全ての

生徒に提供する。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土をつくる。

オ 他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、生徒の社会性を育成する。

カ 教職員が自らの言動で生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、学校全体で言語環境の整備に努める。

## (2) いじめの早期発見

ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多い。そこで、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもつて的確に関わり、積極的な認知に努める。

イ いじめを早期に発見するために、佐渡市教育委員会が毎月行っている全校生徒に対する「心の健康チェック」を利用する。毎月の結果を全教職員で共通理解し、きめ細やかにいじめの予兆を捉える。

ウ 1学期と2学期に1回ずつ、全校生徒を対象とする「教育相談」を実施する。

エ 「スクールカウンセラー」の活用を促すために、相談体制・相談環境を整備する。

オ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して生徒の見守りを継続する。

カ 生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、学校及び教育委員会のいじめ相談の窓口を明確にし、周知を図る。

キ 保護者が、その保護する生徒の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

## (3) いじめへの対処

ア いじめと疑われる状況を発見し、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会を中核として複数で組織的に対応する。状況を整理し、いじめと認定した場合、速報を市教育委員会へ入れ、連携をしながら、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒を守り通す。いじめたとされる生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。いじめられた生徒の保護者及び、いじめた生徒の保護者の双方に対する支援、助言を継続的に行う。

イ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。

エ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

オ いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定によるいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でもその事実確認の結果を市教育委員会に報告する。

## (4) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、「学校警察等連絡協議会」や「青少年健全育成協議会」等との連携を推進する。

## (5) 情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処

インターネット（SNS等）によるいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを、生徒に身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要がある。以下のネットいじめの特徴を理解することを前提とする。

ア 加害者を特定しづらい（匿名性が高い）

- イ 加害者に被害者の顔が見えない（直接顔が見えないのでエスカレートしやすい）
- ウ 加害者と被害者が非常に流動的である
- エ 逃げにくい（ネット上で執拗に追われる可能性がある。画像・動画の再生が何度でも可能）
- オ いじめの規模が広域化し、拡散も速い（学校内にとどまらない）
- カ 従来型のいじめの延長上にある

ア～カを念頭に入れながら以下のような対策や対応を進める。

① 削除措置の基本的な流れ

いじめの被害にあった児童生徒は、証拠保全のため不適切な書き込みのある画面をスクリーンショットや印刷で保存をする。書き込んだ児童生徒，グループ作成者，掲示板管理人や運営会社，プロバイダに書き込みの削除を速やかに依頼する。特に違法又は命に関わる内容の場合，最寄りの警察に即時，通報・相談する。

② 保護者との連携

児童生徒の変化を察知し，情報を共有する。特に家庭において，次の様子が顕著に見られるときは，ネットいじめの兆候が疑われることを伝えておく。

- ・通信料が異様に増大している
- ・着信音を無音にする
- ・深夜に利用する頻度が増える
- ・SNSを肌身離さずチェックしている
- ・親に利用しているサービスの画面を極端に隠す
- ・電話に出たがらない，ネット利用を極端に避けるようになる
- ・集中力がなくなり，常に何かを考えているように見える

③ 関係機関との連携

児童生徒の生命、財産に重大被害の生じる可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。

④ 情報モラル教育の推進

生徒及び保護者に対し，外部機関の専門家からの講演等を設定し，必要な情報モラル教育及び啓発活動等を行う。多くの参加者を集めるためにも，PTA総会等の行事に合わせて行う。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

ア いじめにより生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合 等

いずれも，いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは，不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし，生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，市教育委員会又は学校の判断により，迅速に調査に着手する。

ウ その他

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間に渡って学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，以下の対処を行う。

- ①市教育委員会と連携し，速やかに当該事態に対処する特別組織を設置する。
- ②上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③上記の調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。